住みなれた地域で
「安心」
を支えるしくみ

日常生活自立支援事業

成年後見制度

社会福祉法人　中間市社会福祉協議会
なかま成年後見支援センター

どんなことでお困りですか？

日常生活自立支援事業

判断能力に不安がある
通帳や印鑑を、どこに置いたか忘れて
お金をおろせないことがある。

法定後見制度

補助類型

判断能力が不十分
ほとんどのことは自分で出来るけど
誰かの手助けがあると安心。

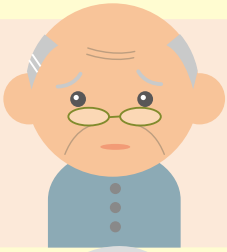

保佐類型

判断能力が著しく不十分
物忘れが多くなってきた。
大切な契約は自分一人ではできない。

後見類型

判断能力が常に欠けている
物忘れがひどくなり、家族の区別も
つかなくなってきた。

任意後見制度

判断能力は十分にある
これからのことが不安。
将来、支援してくれる人を
今のうちに決めたい。

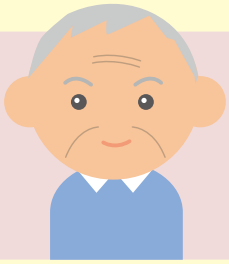

公証役場で契約

判断能力の低下

公正証書遺言

亡き後の財産について
遺産をめぐる親族の争いを避けたい。
分割方法を具体的に指定したい。

遺言作成

～あなたに合ったサービスは？～

〈支援をする人〉

事業の説明に社会福祉協議会の職員が訪問します。

利用契約

生活支援員
専門員

P３、４へ

家庭裁判所に審判申立て

家庭裁判所が選任

補助人

保佐人

成年後見人

P５～８へ

任意後見人

P６～８へ

公証役場で

亡くなられた場合

遺言発効

P10へ

各制度の詳しい内容を紹介します

日常生活自立支援事業とは？

社会福祉法に基づき、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。

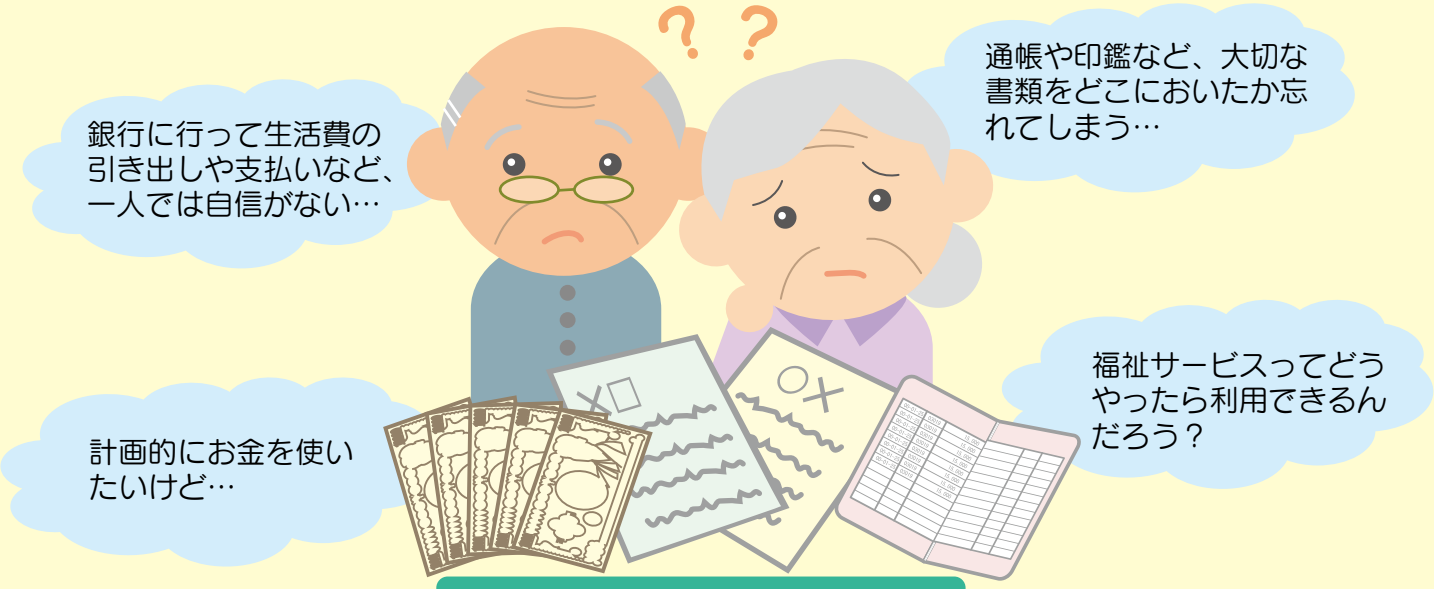

利用できる方

自分一人で契約などの判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている方などが利用できます。

認知症、知的障がい、精神障がいなどで、判断能力が不十分なため日常生活でお困りの方

（療育手帳、精神保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません）

サービスの内容

1.福祉サービスの利用のお手伝い

◆福祉サービスについての相談を受け、情報提供、助言をします。
◆福祉サービスを利用する（やめる）ための手続きのお手伝いをします。
◆福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝いをします。

2.日常的なお金の出し入れのお手伝い

◆年金や福祉手当の受領に必要な手続きをします。
◆福祉サービス利用料や医療費の支払いをします。
◆公共料金や税金、家賃などの支払いをします。
◆生活費を定期的にお届けします。

3.大切な書類などのお預かり

◆保管を希望される預貯金や銀行印、証書などの書類をお預かりします。
※保管できるもの　預貯金通帳、年金証書、権利書、契約書、実印、銀行印など
※保管できないもの　宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵など

利用までに必要な流れ

相　談

中間市社会福祉協議会にご相談ください

- ご本人以外でも、家族など身近な方、福祉サービス事業者、民生委員など、どなたでも構いません。
- プライバシーに配慮し、相談内容の秘密は守ります。

訪問調査

専門員と生活支援員がお宅を訪問し、相談にのります

- ご本人のお困りごとや契約の意思、契約能力を確認します。
  ※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

支援計画作成

ご希望を聞き、話し合って支援計画をつくります

- ご本人の希望を確かめながら、話し合って支援計画を作ります。

契　約

利用契約を締結します

- 契約は、ご本人と基幹的社会福祉協議会が行います。
- 契約内容の理解力などについて専門員が確認させていただきます。
- 契約能力の確認が難しい場合は、「契約締結審査会」で審査します。

支援開始

サービスが開始されます　※ここから利用料が発生します。

- 支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

費用について

利 用 料

１時間まで	1,000円
１時間を超えて　１時間30分まで	1,350円
１時間30分を超えて　２時間まで	1,700円
２時間を超えて　２時間30分まで	2,050円
２時間30分を超えて　３時間まで	2,400円
３時間を超えた場合	2,750円

預かり料

中間市社会福祉協議会でお預かりします
日常的金銭管理にかかる書類等（預金通帳や銀行印など）を預ける場合
※50万円以内の預貯金通帳に限ります。

月 350円（年 4,200円）

基幹的社会福祉協議会が契約し貸金庫でお預かりします
年金証書、権利書、契約書、預金通帳、実印などを預ける場合
※500万円以内の預貯金通帳に限ります。

月 250円（年 3,000円）

ただし、生活保護を受けている方は、すべて無料です。

成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

	こんな時に利用できます	成年後見制度利用のメリット
財産管理	認知症の母の入院費を払うために銀行へ行ったが「本人以外は払戻しできない」と言われた。 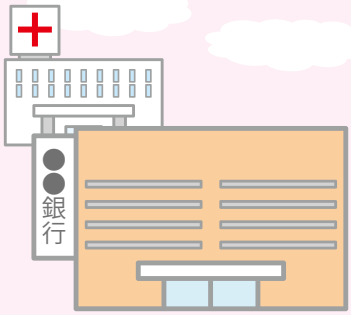 	成年後見制度を利用して代理権が得られれば、後見人等がお母さんに代わって、預金を払戻し、入院費を払うことができるようになります。払戻したお金はお母さんのための支出に限られることになります。
	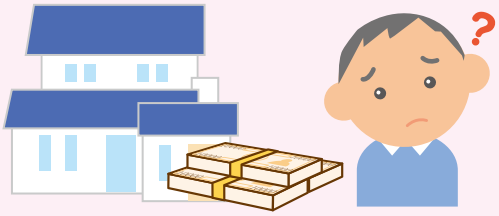 親が死亡し、一人暮らしになった障がい者の兄がいる。相続の手続き、不動産や預貯金をどう管理していいかわからない。	後見人等を中心に、障がいのある方を地域で支えて行きます。 預貯金や不動産などの財産を守り、福祉サービス契約を行うことが後見人の仕事です。 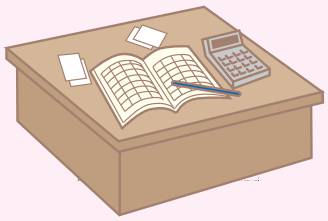
福祉サービスの利用	父が認知症になり、在宅福祉サービスや施設入所の契約内容が理解できない。 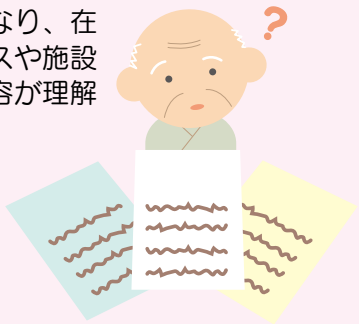	 判断能力が不十分なお父さんに代わって後見人等が福祉サービスや施設入所契約内容をよく理解し、契約の代理などを行います。
消費者被害など	 認知症の母は、訪問販売などで不当に高い買い物を繰り返し買わされてしまう。	 同意権や取消権によって、後見人等の同意していない契約を取り消すことができます。 認知症高齢者を狙った悪徳商法の被害を防止します。

法定後見制度の種類

		後　　見	保　　佐	補　　助
本人の状態		**判断能力がほとんどありません** 日常的な買い物も自分ではできません。 認知症・知的障がい、精神障がいにより判断能力が欠けているのが通常の状態の方	**常に援助が必要です** 日常的な買物はできますが重要な財産行為はできません。 認知症・知的障がい、精神障がいにより判断能力が著しく不十分な方	**援助が必要な場合があります** 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。 認知症・知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方
医師による鑑定		必　　要	必　　要	不　　要
手続きする人（申立人）		本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長など		
支援する人		成年後見人	保 佐 人	補 助 人
手続きの時の本人の同意		不　　要	不　　要	必　　要
同意権・取消権	支援する人が与えられる権限	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条１項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条１項所定の行為の一部）
	本人の同意	不　　要	不　　要	必　　要
代理権	支援する人が与えられる権限	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	
	本人の同意	不　　要	必　　要	必　　要

同意権・取消権とは

■ご本人が行った商品購入やサービス契約、在宅のリフォーム、保険の契約などの内容を確認し、問題がなければ同意をする権限です。
■悪質商法による契約など、ご本人が行った「不利益や損失をもたらす取引・契約」などを取り消す権限です。

代理権とは

■介護サービス、医療、入所施設、金融機関（銀行・保険・証券等）との取引などの契約を、ご本人に代わって行う法律上の権限です。
■物品購入、遺産相続手続き、行政手続きなどを行うことができ、ご本人の通帳、不動産、保険、債券などの財産に関する重要な書類を預かって管理し、必要に応じてそれらを処分する権限も含まれます。

《四親等内の親族図》

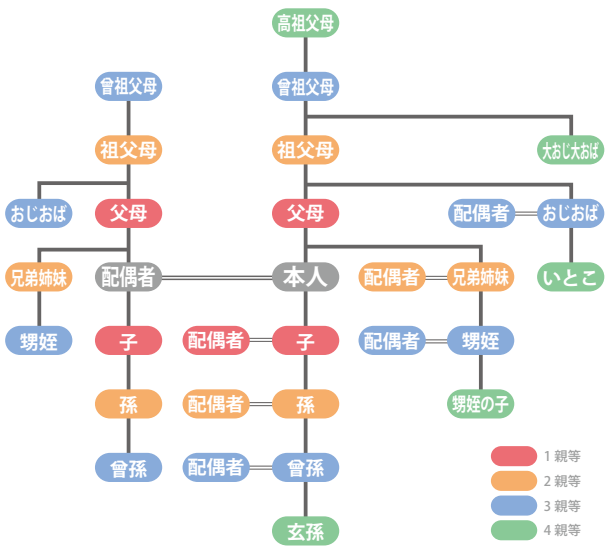

任意後見制度とは？

任意後見制度とは、「今は元気でなんでも自分で決められるけれど、この先、判断能力が不十分な状態になったときどうしよう…」という不安を感じている方が、将来に備えて「誰に」「どんなことを頼むか」を「自分自身で決めておく」しくみです。あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）と、公証役場で任意後見契約を結んでおき、判断能力が不十分になってきたと感じた時に家庭裁判所に申立てをして任意後見監督人の選任をしてもらいます。そしてその任意後見監督人の監督のもと、本人の意思に基づいた適切な保護・支援を行います。

申立て手続きの流れ

法定後見制度

申立て

後見/保佐/補助の開始申立て

申立に必要なもの

・申立書、申立付票
・申立手数料（1件につき800円の収入印紙）
・登記手数料（2,600円の収入印紙）
・郵便切手
・鑑定費用（5万～10万円）
　※鑑定省略の場合費用はかかりません。
〈本人についての書類〉
・戸籍謄本、住民票
・後見等が登記されていないことの証明書
・診断書
・療育手帳、精神保健福祉手帳（保持者のみ）
・財産についての資料など
〈成年後見人等候補者についての書類〉
・住民票、候補者受付票

申立人が本人の所在地の家庭裁判所に申立てます。原則として本人、申立人、後見人候補者が家庭裁判所に行きます。

→ 2ヶ月～3ヶ月程度 →

申立て審理

調査・審問

●家庭裁判所では、申立書類を点検し、調査官が本人の状況や親族の意向を調査します。
●本人の判断能力について医師の鑑定が行われる場合があります。
●法定後見人等に支払う報酬は、本人の支払能力に応じて家庭裁判所が決定します。

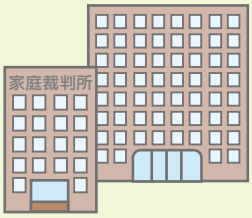

任意後見制度

任意後見契約の準備

任意後見人を決める

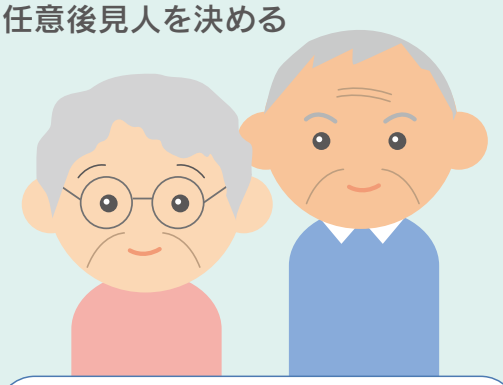

●将来の不安や心配事についてどんな支援を受けたいか、あらかじめ自分で選んだ任意後見受任者と話し合い、任意後見契約の内容を決めます。

→

契約

任意後見契約を結ぶ

●本人と任意後見の受任者となる人が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。

必要なもの

〈本人についての書類〉
・戸籍謄本、住民票、印鑑登録証明書
〈任意後見人についての書類〉
・住民票、印鑑登録証明書
その他、診断書や財産目録等が必要な場合もあるので公証人に確認を行う。

《費用》
任意後見契約公正証書作成の基本手数料　11,000円、
登記嘱託手数料　1,400円、印紙代　2,600円
その他、証書代、登記嘱託用郵便代など

→ 判断能力の低下

後見人等ができること

●**財産管理**
成年後見人等が、本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など、財産に関することについて、保護・支援します。本人のために必要な支出を計画的に行います。

●**身上監護**
介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退院手続きや費用の支払いなど、日常生活にかかわる契約などの支援をします。

後見人等の義務　後見人等には、「ご本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」ことが法律で定められています。

審判

1ヶ月程度 →

審判が出ます

●審判書の受領後、２週間以内に不服申立てがなかった場合に確定となります。

後見登記

●審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に後見登録を依頼します。（後見登記）

法定後見開始

後見人就任

●就任後、１ヶ月以内に本人の財産目録、年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
●定期的に家庭裁判所に活動報告をします。

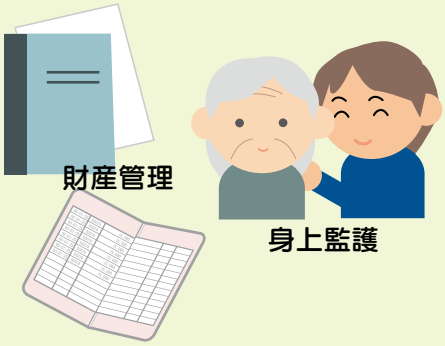

終了

法定後見の終了

●家庭裁判所へ本人の死亡の連絡
●管理している財産の計算
●相続人へ財産の引き渡し

申立て

任意後見監督人の選任を申立て

●任意後見制度を利用するために、本人の所在地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。

申立に必要なもの

・申立書、申立付票
・任意後見契約公正証書の写し
・申立手数料（1件につき800円の収入印紙）
・登記手数料（1,400円の収入印紙）
・郵便切手
・鑑定費用（5万～10万円）
　※鑑定省略の場合費用はかかりません。
〈本人についての書類〉
・戸籍謄本、住民票
・後見等が登記されていないことの証明書
・診断書
・療育手帳、精神保健福祉手帳（保持者のみ）
・財産についての資料など

任意後見開始

任意後見人就任

●任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するため、必ず任意後見監督人を選任します。また、任意後見監督人が選任されたときから任意後見受任者は正式に任意後見人となります。

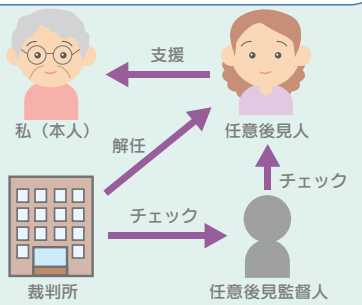

終了

任意後見契約の終了

●解除（正当な事由と家庭裁判所の許可が必要）
●解任（不正な行為等が判明した場合）
●死亡・破産（本人や任意後見人）など
●法定後見の開始

後見人等ができないこと

●本人の日用品の購入に対する同意・取消
●事実行為（食事や排泄の介助、送迎、病院への付き添い等）
●医療行為への同意
●身元保証人・身元引受人・入院保証人等
●居住する場所の指定（実際の入所に関して本人の同意を前提とし、強制はできない）

成年後見制度のよくある質問Q＆A

Q 手続きが難しくて申立てができるか不安です…

A **申立て手続きを委任することができます。**
自分ひとりでは申立てや手続きを進めて行くことが不安な場合には、弁護士や司法書士等に申立て手続きを委任したり、相談・支援を受けることができます。

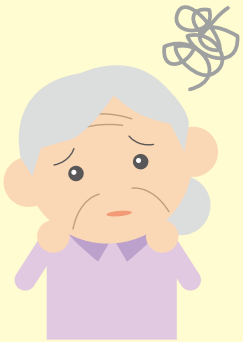

Q 成年後見制度を利用した後は、毎月どれくらいの費用（報酬）がかかりますか？

A **家庭裁判所が決めます。**
基本的には、支援を受けることになる当事者（ご本人）が負担します。後見人等への報酬は、本人の資力や後見人等の業務内容に応じて家庭裁判所が決めます。

Q 身体が不自由なのですが成年後見制度を利用できるのでしょうか？

A 法定後見制度は精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分になった方を保護する制度です。従って身体の不自由を理由に制度を利用することはできません。この場合は信頼できる人との間で公正証書などによる財産管理委任契約を締結したり、福祉サービスを利用したりすることを検討するのが良いでしょう。

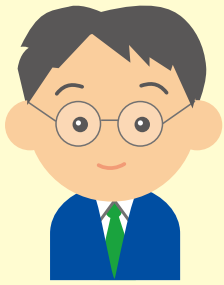

Q 成年後見制度で本人を支援する人には、どのような人が選ばれるのでしょうか？

A 支援する人には、本人のためにどのような保護・支援が必要なのか、財産や生活の状況などの事情に応じて、家庭裁判所が選任します。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家やその他の第三者、福祉関係の公益法人、およびその他の法人が選ばれる場合があります。

公正証書遺言とは？

「公正証書遺言」は、証人２人以上の立会いのもとで、公証人が作成します。公証人は遺言をなす人が述べた遺言を文章化しこれを遺言者および証人に読み聞かせます。その後、遺言者、証人、公証人が署名・押印します。
遺言を公正証書で作成しておけば、だれがどの財産をもらうかというような遺産分割協議や家庭裁判所の検認手続きを経ずに相続に基づく所有権移転登記等をすることができます。また、遺言者には上記遺言の正本と謄本が交付され、原本は公証役場が保管しますので、自分で作り自分で管理する「自筆証書遺言」よりも安心です。

法人後見事業とは？

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うことを言います。一般的に、法人後見では、法人の職員が担当者となり成年後見制度に基づく後見業務を行いますので、担当している職員が何らかの理由でその業務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見業務を継続して行うことができるという利点があります。
中間市社会福祉協議会が行う法人後見事業は社会福祉法人中間市社会福祉協議会が成年後見人等に就任し後見事務を行っていく事業で、なかま成年後見支援センターが担当して実施しています。

なかま成年後見支援センターが行う業務内容

センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの方に利用していただくため次のような業務を行います。

相談（無料）	中間市内にお住いのご本人及びご家族の方、支援者や関係機関からの相談をお受けします。
法人後見の受任	家庭裁判所の審判に基づき、中間市社会福祉協議会が法人として成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）を行います。
広報・啓発	成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会など市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。
日常生活自立支援事業	成年後見制度の利用対象とならない程度の判断能力の方が、自立した地域生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。

お気軽にご相談ください。　TEL（093）244-1310

相談受付　月曜日～金曜日　9:00～17:15（土･日･祝日及び12月29日～1月3日除く）

成年後見制度に関する問合わせ先

■成年後見制度の申立て手続き、書類の取得に関すること

福岡家庭裁判所小倉支部
〒803-8531 北九州市小倉北区金田1-4-1
TEL (093)561-3431

■成年後見申立て手続きや成年後見人等の依頼に関すること

公益社団法人　福岡県社会福祉士会　後見センターぱあとなあ福岡
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目9番12号 アイビーコートⅢビル5F
TEL (092)483-2941

公益社団法人　成年後見センター　リーガルサポートふくおか
〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号
TEL (092)738-7050

福岡県弁護士会　高齢者･障害者総合支援センター（あいゆう）
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-23-8 サンライトビル3階 天神法律相談センター内
TEL (092)724-7709

■任意後見制度に関する相談･手続きに関すること

八幡公証役場
〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3丁目１番3号 菅原第一ビルディング3階
TEL (093)644-1525

- JR 中間駅より　徒歩約 30 分
- 筑豊電鉄通谷駅より　徒歩約 10 分
- 西鉄バス通谷団地口バス停下車　徒歩２分
- 福祉バス（ハピネスなかま下車）

※車でお越しになる場合は、ハピネスなかま指定の駐車場をご利用ください。

社会福祉法人　中間市社会福祉協議会

なかま成年後見支援センター

〒809-0018 福岡県中間市通谷１丁目36番10号 ハピネスなかま１階
相談受付　月曜日～金曜日　9:00～17:15（土･日･祝日及び12月29日～1月3日除く）

TEL (093)244-1310　FAX (093)244-1307